

〔注〕平成21年3月から改正経過を注記した。

| | | |
|----|------------------|------------------|
| 改正 | 昭和62年9月9日規則第68号 | 平成12年3月31日規則第60号 |
| | 平成13年3月15日規則第10号 | 平成15年3月19日規則第17号 |
| | 平成21年3月17日規則第17号 | |

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区都市計画審議会条例(平成12年杉並区条例第15号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、杉並区都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成21年規則17号〕

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の3日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(欠席)

第3条 委員及び臨時委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(議席)

第4条 委員及び臨時委員の議席は、あらかじめ、会長が定める。

(議事日程)

第5条 会長は、議案の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員及び臨時委員に配付するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第6条 議事は、次の順序により行うものとする。

- (1) 議題の宣言
- (2) 議案の説明
- (3) 質疑応答
- (4) 討論
- (5) 採決

(委員等以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び当該議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(発言の制止等)

第8条 会長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

(退席)

第9条 委員及び臨時委員は、開会中退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(議事録)

第10条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員及び臨時委員等の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のでんまつ
- (5) その他審議会の経過に関する事項

2 議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。

3 議事録は、原則公開とする。ただし、当該議事録に杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第6条第1項各号に該当する事項が記載されているときは、公開しないことができる。
（委任）

第11条 この規則に定めのない事項は、会長が審議会に諮つて定める。
一部改正〔平成21年規則17号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年9月9日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第60号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月15日規則第10号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月19日規則第17号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。